

9月は最低賃金周知・支援月間です

大阪府の最低賃金は
令和5年10月1日から

時間額 **1,064円**

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！



最低賃金制度のマスコット チェックマン

ご不明の点は、大阪労働局労働基準部賃金課

TEL 06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

最低賃金の計算方法は？

- ① 時間給 時間給 \geq 最低賃金額
- ② 日給 日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ③ 月給 月給 \div 1年間における1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ④ 出来高給 賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 \div その期間に出来高制によって労働した総労働時間 \geq 最低賃金額
(請負給)
- ①～④が混在 各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 \geq 最低賃金額

計算に含めない賃金：精皆勤手当・通勤手当・家族手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

特定の産業では、大阪府最低賃金より高い金額が定められている場合があります。
詳しくは大阪労働局ホームページをご覧ください。



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援制度を提案します！

～社会保険労務士などの専門家が無料でご相談に応じます～

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など、「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。
働き方改革に取り組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- ❖ 専門家（社会保険労務士）が、相談窓口のほか、電話・メール・訪問など、ご希望の形で相談支援を行います。
- ❖ 「人材確保のための労務改善」「最低賃金引き上げに向けた環境の整備」などのご相談にも対応します。
- ❖ 就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応します。
- ❖ 地方公共団体・事業主団体・経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

詳しくは 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

TEL:0120-068-116 受付:平日9:00～17:00（水曜日のみ18:00まで）

Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



賃金引き上げの各種支援制度 があります。期限がある場合もありますので、お早めに上記センターにご相談ください！